

募集型企画旅行条件書（国内旅行）

この旅行は、一般社団法人南三陸町観光協会（宮城県知事登録旅行業第3-330号、以下「当協会」といいます）が企画募集する旅行であり、当旅行に参加されるお客様は、当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。当協会はお客様が当協会の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅程管理することを引き受けます。旅行契約の内容・条件は、ホームページ、旅行募集パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当協会旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

●旅行の申込と契約成立時期

窓口での申込または電話・電子メール・ファクシミリなどの通信契約による旅行契約は、当協会が旅行契約の締結を承諾する旨をお知らせした場合にまたは、当協会がその通知を発したときに成立し、当協会が電子メール・ファクシミリ等の電子承諾通知により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

当協会では旅行契約成立後にお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当協会に責任事項を記載した契約書面をお渡します。また旅行開始前日までに集合時刻・場所・その他の確定情報を記載した最終旅行日程表をお渡します。

当協会は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

当協会は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。契約責任者は当協会が定める期日までに構成者の名簿を当協会に提出しなければなりません。当協会は、契約責任者が団体グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行お申込み条件

(1) 特定のお客様を対象とした旅行または特定の旅行目的を有する旅行については年齢、資格、技能その

他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合はご参加をお断りする場合があります。

(2) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に傷害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行の申込み時にお申し出下さい。当協会では可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づきがお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。尚この場合医師の診断書を提出していただく場合があります。又必要に応じて介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、コースの一部内容を変更させていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合がございます。

(3) お客様がご旅行中に疾病・傷害その他事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当協会が判断する場合、旅行の円滑な実施をするための措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(4) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当協会が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) その他当機構の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

●旅行代金のお支払いについて

旅行代金は、当協会が定める日までにお支払いいただきます。取消料、違約料及び追加料金が発生した場合は合わせてお支払いいただきます。

●旅行代金に含まれるもの

旅行パンフレット・WEBサイト記載の旅行日程に明示したガイド料金、体験料金、入場料、宿泊料金、食事料金等および旅行業務取扱料金です。なお、これらの費用はお客様の都合により一部ご利用にならなくても、原則として払戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

前項目に記載されていないものは含まれません。集合場所までの交通費、行程以外での食事代、別行動をした場合の個人的諸経費及びそれらに伴う税・サービス料、傷害・疾病に関する医療費、宿泊費、お一人部屋を使用する場合の追加料金などが該当します。

●旅行代金の額の変更

当協会では以下の場合を除き、旅行代金の変更は一切行いません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変更等により通常想定される程度よりも大幅に改定されたときの改定差額分の増額もしくは減額。

- (2)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときの変更差額分の減額。
(3)事項の内容により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用に変更があった場合。

●旅行契約内容の変更

当協会は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当機関の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当協会の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

●取消料・旅行の解除

お客様は旅行契約成立後、以下の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行内容が変更された場合、前述の内容及び旅行代金が増額改定された場合、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能な場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

(取消料)

- ・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合
旅行代金の20%以内
- ・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合
旅行代金の30%以内
- ・旅行開始日の前日に解除する場合
旅行代金の40%以内
- ・旅行開始当日に解除する場合
旅行代金の50%以内
- ・旅行開始後の解除及び無連絡不参加の場合
旅行代金の100%以内

(当協会の解除権)

お客様が期日までに旅行代金を支払われないときは旅行契約を解除することがあります。その際には規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。また、お客様があらかじめ明示した旅行条件を満たしていないとき、最少催行人数に満たなかったとき、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従っ

た旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいときは旅行契約を解除し、既に収受している旅行代金を払戻しいたします。

●旅行開始後の解除

お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。当協会は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。但し当該事由が当機関の責によらない場合においては、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約金等の金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

当協会は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

- (1)お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- (2)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当機関の指示への違背、これらの者又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (3)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスが提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

当協会が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料等の支払いが必要な場合はお客様の負担とします。この場合、当協会は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払う取消料・違約料等の費用を差し引いて払戻しいたします。当協会が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要なお手配をいたします。お客様の契約関係は将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当機関の債務については有効な弁済がなされたものとします。

●当協会の責任

当協会は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当協会の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し損

害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対して通知があった場合に限りです。

当協会はお客様が下記の例示するような事由により、損害を被られた場合においては責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運輸・宿泊機関等の事故や火災、サービスの中止、官公署による命令、伝染病による隔離らによって生ずる旅行日程の変更、もしくは旅行中止、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運輸機関の遅滞、経路の変更により生ずる日程の変更・滞在時間の短縮等。

●特別補償

当協会は前項の当社の責任が生じるか否かを問わず、当協会約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)をお支払いします。

当協会の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、この限りではありません。

当協会は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当機構約款に定められている補償対象除外品については損害補償金を支払いません。当協会が補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務も履行されたものといたします。

●旅程保証

当協会は、次項に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に次に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、次に掲げる事由による変更は、この限りではありません。①天災地変、②戦乱、③暴動、④官公署の命令、⑤運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、⑥当初の運行計画によらない運送サービスの提供、⑦旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

●変更補償金

- ①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更(旅行開始前1.5%、旅行開始後3.0%)
- ②入場する観光地又は観光施設その他目的地の変更(同1.0%、同2.0%)
- ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(同1.0%/同2.0%)
- ④運送機関の種類又は会社名の変更(同1.0%、同2.0%)
- ⑤宿泊機関の種類又は名称の変更(同1.0%、同2.0%)
- ⑥宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更(同1.0%、同2.0%)
- ⑦前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更(同2.5%、同5.0%)

●国内旅行保険への加入について

当協会は、当協会の旅行業約款により、お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客様自身でも旅行傷害保険に加入されることをお勧めいたします。

●個人情報の取扱いについて

当協会は、お申しいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関及び手配代行者(必要な場合に限りです。)に対し、お客様の氏名、住所、電話、年齢などを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。当協会は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

当協会ではこのほかに

- (1) 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- (2) 旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い
- (3) アンケートのお願い
- (4) 特典サービスの提供
- (5) 統計資料の作成

にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

●企画・実施・募集

一般社団法人南三陸町観光協会

●国内旅行業取扱管理者

及川和人・伊藤聡

●募集型企画旅行実施可能地域

南三陸町 気仙沼市 登米市 石巻市

●連絡先

TEL 0226-47-2550

FAX 022-774-2551

E-mail post@m-kankou.jp

営業時間 9:00-18:00(年末年始をのぞく)